

産業廃棄物処理施設の設置の審査基準

(令和3年4月1日制定)

- 1 申請書について、次の事項に適合すること。
 - (1) 2部（正本、写し）そろっていること。
 - (2) 申請年月日及び記載事項の記入もれはないこと。
 - (3) 法人にあっては、代表者氏名が記載されていること又は申請者が代表権を有していない場合には代表者の委任状が添付されていること。
 - (4) 所定の書類及び添付書類が完備していること。
- 2 産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が次の基準に適合していること。
 - (1) 最終処分場以外の場合
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。）第12条及び第12条の2で定める産業廃棄物処理施設の技術上の基準に適合していること。
 - (2) 最終処分場の場合
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）第2条第1項で定める産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準に適合していること。
- 3 産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設（その施設の利用者に共通の特質がある施設であり、学校、老人ホーム、保育所、病院、図書館等）について適正な配慮がなされたものであること。
- 4 申請者の能力が、その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って、当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。
 - (1) 申請者の能力に係る基準
 - ア 次に掲げる者が、施行規則第17条第1項第1号から第3号に掲げる資格を有すること、又は（一財）日本環境衛生センター（神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6）が実施する廃棄物処理施設技術管理者講習【基礎・管理課程】又は廃棄物処理施設技術管理者講習【管理課程】を修了した者であること。
 - (ア) 申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員（監査役を除く）又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第6条の10に定める使用人
 - (イ) 申請者が個人である場合には、当該者又は施行令第6条の10に定める使用人
 - (2) 経理的基礎に係る基準
別に定める産業廃棄物処理施設の経理的基礎に関する審査基準に適合すること。
- 5 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
- 6 法第14条第5項第2号イによる第7条第5項第4号チに規定する「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」（おそ

れ条項)の適用については、以下のいずれかに該当する場合であること。

- (1) 過去において、繰り返し許可の取消し処分を受けている場合
- (2) 法、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、施行令第4条の6各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の2(凶器準備集合等)、第222条(脅迫)若しくは第247条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合
- (3) 前号に掲げる法令のうち生活環境の保全を目的とする法令又はこれらの法令に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している場合
- (4) 廃棄物処理業務に関連して他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられている場合
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している場合
- (6) 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
- (7) その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待しえないと認められる場合